

第 14 回統計法制度に関する研究会結果概要

- 1 日 時 平成 18 年 5 月 18 日 (木) 15:30 ~ 17:15
- 2 場 所 総務省統計局 7 階中会議室
- 3 出席者 廣松座長、宇賀委員、清水委員、大戸委員、野田委員
- 4 議 題 最終報告書(案)について

5 結果概要

4 月 24 日に開催された第 12 回統計制度改革検討委員会において、当研究会の検討状況等について説明した結果について座長から説明があり、その後、事務局から、同委員会において議論のあった事項について資料に基づき説明し、審議を行った。

主な審議結果は次のとおりである。

(1) 統計制度改革検討委員会との関係について

統計制度改革検討委員会では、当研究会の検討結果をどのように扱う予定なのかとの質問があり、二次的利用については考え方に温度差があるのではないかとの議論もあるが、基本的には、当研究会の検討結果がそのまま同委員会の報告書に嵌め込まれるものと想定しているとの説明があった。

(2) 目的外使用の承認基準における「公益性」について

例えば電磁的記録に転写されたデータを使用させる場合には、複製を作成することが比較的容易であり、「公益性」という抽象的ではあるが、使用を承認する基準を設けて、一定の要件を課す必要があると考えるべきではないかとの意見があった。

住民基本台帳の閲覧については、従来、営利目的の利用が頻繁にあったが、このような利用を制限し、主体と目的の両方から閲覧を制限する改正法案が国会で審議されている。検討を行った政府の研究会ではヒアリング等を行い色々な意見を聴いたが、民間事業者に直接出すことはない情報が市区町村を通じて民間事業者に流れ、営利目的に自由に使われることに対する批判は強く、閲覧する民間事業者がいくら保護、管理をきちんと行うと言っても、それだけでは今の国民世論は受け入れないのではないかと強く感じたので、統計の場合において、秘密が保護されるなら「公益性」は不要というのは難しく、「公益性」の要件は必要ではないかとの意見があった。

匿名標本データの議論とも関連するが、行政機関側で個人が識別できないような加工を施すとしても、技術的な観点からは絶対に識別できないと言い得るか疑問が残る、その点からいっても一定の制限が必要ではないかとの意見があった。

統計制度改革検討委員会における議論では、「秘密の保護」とは専ら外部に漏洩されないことであるとして議論されているようだが、「秘密の保護」を考える出発点は、その情報に触れてよいのは誰かということであり、その範囲を画することが必要であって、その基準として「公益性」の基準が従来考えられていたということではないかとの意見があった。

極論を言うと、仮に、国民全員に守秘義務と罰則を科した上で国民全員に情報を出したとすると、他の人にその情報を漏らさない限り罰せられないことになるが、

実態上は既に国民全員がその情報を知っているということになり、それはやはり問題と考えるべきであって、そもそもその情報に触れてよいのは誰かということについては、限定することが必要ではないかとの意見があった。

二次的利用の拡大は、今後、制度改革を行い、新たに運用していく問題であり、現行の運用を一気に変更して、万一、何らかの事件でも起きたら、二次的利用の仕組み自体、さらには統計調査そのものが成り立たなくなるおそれもあり、現行の運用、基準を引き継ぐことはある程度止むを得ないのではないかとの説明があった。

「公益性」という要件には一種のあいまいさがあって、役所の恣意性が働くことを心配しているのかもしれないが、その点については、基準を定め、手続、運用の透明性を高める仕組みを作るということで対処するしかないのではないかとの意見があった。

「早稲田大学江沢民事件」の最高裁判決に沿うと、住所、電話番号等もプライバシーとして保護され、本人の同意なしに第三者提供することは違法になる。また、プライバシーは憲法第 13 条で保障される権利と考えられており、「公共の福祉」による制約はあるとしても基本的人権として保障されるものと捉えられる。統計調査で申告した情報についても同様に「公共の福祉」による制約があるとしても、何にでも使用してよいということにはならないのではないかと、そうだとすれば、調査票の目的外使用については、立法政策としての問題の前に自ずと憲法上の制限があるという理解になるのではないかとの意見があった。

これに対し、これまでの統計行政において、憲法との関係で論争が起きるほどの問題は生じてこなかったが、今後、二次的利用を促進する法改正を行うに当たっては、そのような論点についても意識して検討しなければならないとの説明があった。

「統計データの開放」という言い方で二次的利用の促進を求める方々からは、「公益性」を要件として設けることで統計データを行政がいわば「独占」して外に出さないようにしていると見えるのかもしれないが、それは誤解であって、当研究会の考え方は、二次的利用は促進していきたいが、国民の秘密保護、信頼確保にも配慮しなければならず、その点で悩んでいることを理解してもらいたいとの意見があった。

(2) 二次的利用の承認権限について

統計制度改革検討委員会では、各調査実施者に二次的利用の承認権限を委ねることとなれば、基準を定めるとしても府省ごとに判断が異なってくることを心配し、一つの機関で判断を行うべきではないかという議論があったとの説明があった。

これに対し、承認の基準を定めるとともに、使用を認めなかった事案も含め使用の状況を各府省から総務大臣に対して定期的に報告を求めることとしており、この点では現行よりも運用実態の透明性が高まるものであるとの説明があった。

(3) 「レプリカデータ」について

「レプリカデータ」については、調査実施者が作成し、公表することは、統計法第 7 条の反対解釈により禁止されているのかとの質問があった。これに対し、「レプ

リカデータ」の概念・定義が定まっていないので、明確なことはいえないが、架空のデータを作成することは、できないことはないのではないかとの説明があった。「レプリカデータ」については、その概念・定義について厳密に議論がされたことはないのではないかと思うが、統計分析のモデルとして教育目的に使用する場合、全く架空のデータの集合というのは意味をなさず、調査票のデータを加工して作成することとなるのではないか、そうするとそれは匿名標本データそのものではないのか、このように定まった概念・定義がまだない「レプリカデータ」について、当研究会で議論するのは難しいのではないかとの意見があった。

(4) 統計データアーカイブについて

データアーカイブについては、統計調査等業務・システムの最適化計画により今後作成するデータベースシステムと何らかの関係はあるのかとの質問があり、現状では特に関係はないとの説明があった。

データアーカイブ自体が十分検討されているものではないので、当研究会としては、各省共通に行うべき調査票等の統一的な保存、管理の在り方等を検討すべきという趣旨でまとめることでよいのではないかとの意見があった。

データアーカイブができれば、それを通じて二次的利用を実施していくという考えもあるのだろうが、データアーカイブを「箱」と見立てると、「箱」をどう作っていくかの議論は別に委ね、「箱」の中身については、統一的な保存、管理を検討するという方向でまとめることでよいのではないかとの意見があった。

6 今後の予定

今回は平成 18 年 5 月下旬又は 6 月上旬に開催を予定し、最終報告書案に対する各府省の意見を審議し、最終報告書案の取りまとめを行うこととされた。